

令和7年3月28日鳥取県告示第165号

平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

令和7年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和6年鳥取県告示第594号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加書類及び低価格配置技術者調書の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに<u>掲載し、又は当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。</u></p> <p>(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日に、<u>入札情報HPに掲載し、又は当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令和4年鳥取県告示第513号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 入札の手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入札参加書類及び低価格配置技術者調書の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに<u>掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。</u></p> <p>(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>(4) 略</p>